

笠置町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「法」という。）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(指定に係る申請)

第2条 支援法人の活用に関する本町の方針が定められるまでの間、申請に関する必要事項を定め
ないこととする。

(指定に係る審査基準)

第3条 支援法人の活用に関する本町の方針が定められるまでの間、指定を行わないこととする。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。